

部活動の地域展開の進捗状況について

日 時 令和7年 7月4日 (金)

午前10時～12時

佐久市民創練センター



長野県教育委員会事務局保健厚生課

地域クラブ指導者養成リーダー出前講座事業

1 目的

地域振興局単位（10圏域）に県教委が行う指導者養成リーダー研修を受講した指導者養成リーダーを地域クラブ活動に研修講師として派遣し、中学生期のスポーツ・文化芸術活動における充実・生徒の健全な成長を支援する指導者を育成

①指導者の質の向上

指導者が適切な指導技術や知識をもつことで、生徒に対して質の高い指導が提供され、スポーツや文化活動の効果が最適化

②安全管理の徹底

指導者は安全管理の重要性や具体的な方法を学ぶことにより、活動中の事故やケガを防止

③一貫した指導方針の共有

地域全体で一貫した指導方針や目標を共有することにより、地域クラブ活動が統一された方向性で進められ、生徒にとって一貫性のある学びの場を提供

④指導者のモチベーション向上

指導者同士の交流や情報共有が促進され、指導者のモチベーションが向上し、地域クラブ活動が活性化

⑤地域連携の強化

地域のさまざまな主体（学校、地域団体、企業など）の交流・連携により、地域全体での協力体制が強化され、持続可能な地域クラブ活動の実現に寄与

2 指導者養成リーダー（派遣講師）一覧

地 域	氏 名	職（前職等）
長 野	新井 孝之	須坂市教育委員会指導主事（前・須坂東中学校長）
	秋山 昇	長野市立長野高等学校参与（前・松代中学校長）
北 信	須山 千才	中野市立延徳小学校長（元・保健厚生課指導主事）
佐 久	松本 隆	佐久市立野沢小学校長（前・東信教育事務所学校教育課長）
上 田	畠山 正幸	上田市教育委員会指導主事（前・上田第五中学校長）
木 曽	上田 宏志	一般社団法人木曽教育会事務局長（元・南木曽中学校長）
松 本	輿 幸雄	松本市立丸ノ内中学校教諭（前・筑摩野中学校長）
大 北	中村 恭之	長野市立中条小学校長（元・スポーツ課指導主事）
諏 訪	飯嶋 政泰	岡谷市立長地小学校長（前・東信教育事務所生涯学習課長）
上伊那	酒井 修一	飯島町立飯島中学校長（前・スポーツ課学校体育係長）
飯 伊	野竹 国男	天龍村立天龍中学校長（元・飯田教育事務所指導主事）

指導者養成リーダーは、その地域にお住いの学校教育・スポーツ指導に精通した現職校長又はOB校長



アスレティックトレーナー等巡回事業

令和7年(2025年)4月23日付け通知(7教保第80号)にて施行

1 目的

- (1) アスレティックトレーナー等を派遣し、選手の健康管理とパフォーマンス向上及び指導者の資質向上を図る。
- (2) 県内トップアスリートや指導者を派遣し、選手の技術力とモチベーションの向上及び指導者の指導力向上を図る。

2 対象者と派遣先

- 地域クラブ活動に所属する選手及び指導者・協力者
- 地域クラブ活動又は地域クラブ活動を統括する運営協議会等に派遣(学校への派遣也可)



期日: 5月10日(土)

派遣先: 千曲坂城クラブ おばすてスイミングクラブ

派遣者: 塚田理恵(旧姓金藤)さん

(2016年リオデジャネイロ五輪200m平泳ぎ金メダリスト)

- キック指導については、自分たちの指導が間違っていたことではないことが嬉しかった。しかし、横向きに姿勢を制御しながらのキック練習は新鮮だった。
- スタート台を使ってスタートする時の足の使い方も新鮮だった。
- スタートの練習方法は階段でもできることを教わったから、階段を上がる際は、お尻の周りの筋肉で登ることを意識したい。
- 平泳ぎの足は後ろから見て、Wの形にするイメージがもてた。
- ある程度の目標を立てて、その目標を達成するまでの道のりを細かく書くことで今やらないと損することが明確にわかることを教わった。

報告事項(1)

信州地域クラブ活動応援サポーター認証制度について

保健厚生課・スポーツ振興課
学びの改革支援課・文化振興課

1 地域クラブ活動における課題

- 家庭の経済状況に左右されず、すべての生徒がニーズに応じた多様な活動を保証するため、地域クラブ活動には、**受益者負担を低廉化しよう県ガイドラインで求めている。**
- 県では、指導者の発掘・資質の育成、指導コンテンツの配信、情報共有等、様々な支援に取り組む一方、**指導者謝金、物品購入費、保険料など、実際のクラブ運営・活動費の補助は、国からの補助金が大きな財源**となっている。
- 現時点で、**令和8年度以降は、国からの財政支援は見通しが立っていない。**

持続可能な地域クラブ活動の運営及び受益者負担の軽減には、企業等からの継続的な支援が必要

2 信州地域クラブ活動応援サポーター認証制度

想定している支援

1 指導者・協力者の派遣

- 信州地域クラブ活動指導者リストへの登録
- 地域クラブ活動参加を奨励する社内制度の整備

2 施設・用器具等の貸与

- スポーツ・文化芸術施設の貸与
- 用器具等の貸与



3 クラブ運営や受益者負担の軽減

- 地元の地域クラブ活動に対する寄付
- 用具等の販売割引
- 交通費負担軽減等の取組



サポーターのメリット

- ◇地域貢献する企業のブランドイメージの向上
- ◇信州地域クラブ活動応援サポーターの認証
- ◇長野県SDGs推進企業登録制度の【社会貢献活動】に認証
- ◇職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度の基本項目の要件に該当



地域クラブ活動へのご支援をお願いします

長野県では、中学校の部活動の地域展開を進めています。これにあたり、市町村などが主体となって運営される地域クラブ活動に対して、指導者の派遣や運営支援等のご協力をいただける、サポーター企業・団体様を募集しています。信州の子どもたちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会が多く提供できるよう、皆様の温かなご支援をお願いします。

企業・団体様のメリット

- ◆ 地域に貢献する企業・団体のブランドイメージの向上
- ◆ 信州地域クラブ活動応援サポーターの認証
- ◇ 長野県SDGs推進企業登録制度【社会貢献活動】の認証
- ◇ 職場いきいきアドバンストカンパニー認定制度(基本項目)の要件該当



具体的な支援の例

1. 指導者・協力者の派遣
 - 信州地域クラブ活動指導者リストへの登録
 - 地域クラブ活動への参加の奨励



2. 施設・用具等の貸与
 - スポーツ・文化芸術施設の貸与
 - 用具等の貸与 など

3. クラブ運営や受益者負担の軽減
 - 地元の地域クラブ活動に対する寄付
 - 用具販売・施設使用料等の割引
 - 交通費負担軽減等の取組 など



サポーター登録はこちら



お問い合わせ
長野県教育委員会事務局
【スポーツ】 保健厚生課学校体育係 TEL 026-235-7448
【文化芸術】 学びの改革支援課義務教育指導係 TEL 026-235-7434

信州地域クラブ活動認定要件の策定について

1 地域クラブ活動の認定要件が必要な理由

中学校の教育活動の一環として教員免許の資格をもつ教員が指導者（顧問）の部活動とは異なり現状の地域クラブ活動は・・・

- | | | | |
|-----------------|----------------|-----------|----------------|
| ①指導者資格や安全基準が不明確 | ②活動内容や指導方法が不明確 | ③運営体制が不明確 | ④公的支援や諸団体と連携不足 |
|-----------------|----------------|-----------|----------------|

認定要件を満たす地域クラブ活動を支援することで

①安全性の確保と責任の明確化	②質の高い活動の保障	③持続可能性の確保	④公的支援や連携の促進
指導者の資格や経験、活動場所の安全基準、緊急時の対応体制等を確保することで、地域クラブ活動の安確保とともに、事故発生時における責任の所在の明確化	活動目標や指導計画の策定、指導者研修の義務付けを認定要件に設けることで、効果的な環境整備につながり、教育的・育成的な側面も重視した活動に期待	適切な受益者負担、会計報告の義務付け、運営委員会の設置等を求めることで、活動の透明性を高め、持続可能な運営体制の構築に資することに期待	認定要件を満たすことで、地方自治体からの補助金や助成金、学校施設の使用許可など、公的な支援を受けやすくなるとともに、学校や他の地域団体との連携も円滑化

2 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動に関する実行会議」最終とりまとめと阿部俊子文部科学省大臣の発言から

8月に「**地域クラブ活動認定要件**」「**受益者負担の目安**」「**R8当初予算概算要求**」を提示（予定）

国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要（最終とりまとめ）
→公的負担を投入に値する地域クラブ活動認定要件（判断基準）が必要

国の「地域クラブ活動認定要件」を受け、本県に即した「地域クラブ活動認定要件ガイドライン」を策定
※要件に即した地域クラブ活動を認定するのは市町村

3 信州地域クラブ活動認定要件の策定スケジュール素案

- R7.8月 国から地域クラブ活動認定要件が示される
- R7.12月 第9回県協議会にて「信州地域クラブ活動認定要件（素案）」を提案
- R8.2月 第10回県協議会にて「信州地域クラブ活動認定要件（案）」を提案
- R8.3月 教育委員会定例会にて「信州地域クラブ活動認定要件」を策定

(参考) 全国の自治体における認定要件

	北海道 北見市	新潟県 妙高市	兵庫県 太子町	静岡県 掛川市	長野県 飯田市	山口県
ガイドラインや部活動方針に準じた適切な活動	○		○	○	○	○
適切な休養日・活動時間	○		○	○	○	○
域内の参加希望の中学生等を広く受け入れる	○	○	○	○	○	
原則として活動拠点は域内の公共施設や学校施設	○	○	○	○	○	
持続可能な運営のため複数の躍進指導者等の体制		○	○	○	○	
規約、年間計画、年間収支予算、役員名簿等の整備	○	○	○	○	○	○
会員から適切な会費の徴収	○	○	○			○
営利を目的としない	○	○	○	○	○	
指導者は研修会を受講		○	○	○	○	○
賠償責任保険への加入		○	○		○	
生徒の所属校との連携・協力		○		○	○	○
ケガや事故、生徒指導上の問題等の責任の帰属			○		○	○
緊急連絡網等、安全確保の体制整備			○	○	○	
人権尊重、体罰・暴言の禁止			○	○	○	

4 信州地域クラブ活動認定要件(素々案)

※以下の要件は、文部科学省の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」をベースにしながら、文部科学省が事例として紹介している資料（北見市、妙高市、太子町等）を参照。

1 活動の目的・対象

- 部活動の地域の受け皿であること
 - ・中学生等を対象に、スポーツまたは文化芸術活動を行う団体であること。
- 専門性の高い指導を目指すこと
 - ・質の高い指導を提供できる体制があること。

2 活動内容・運営に関する基準

- 適切な活動時間・休養日
 - ・平日の活動時間は長くても2時間程度、土日祝日等は3時間程度を基準とすること。
 - ・週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設けること。
- 営利を目的としないこと
- 参加の公平性を担保
 - ・地域クラブ活動に参加する会員（中学生等）が、自由に加入・脱会できること。
 - ・参加を希望する中学生等を広く受け入れ、公平な視点をもって活動が行えること。
- 会費等の透明性を担保
 - ・会費を徴収する場合は、クラブ活動の維持・運営に必要な範囲で設定すること。
 - ・会計報告をする等、会費の取り扱いを明確にしておくこと。
- 規約・会則の整備
 - ・団体の規約、年間活動計画、年間収支予算、役員名簿等を整備していること。

3 指導体制・安全管理

○適切な指導者

- ・専門的な知識や指導経験を持つ指導者が複数体制で関わること。
- ・指導者は、体罰や暴言など人権を尊重しない指導を行わないこと。
- ・指導者等は、研修会等に参加すること。

○安全管理・保険加入

- ・参加者全員が、ケガ等を補償する傷害保険や賠償責任保険に加入していること。
- ・適切な実務指導と監督、活動管理、安全管理を行える組織であること。

4 地域・学校との連携

○活動拠点の明確化

- ・自治体内の社会教育施設や学校施設等を活動拠点としていること。

○学校との連携

- ・参加中学生（保護者）、学校、教育委員会との連携・協力を図ること。
- ・大会参加:中体連等の各種大会は、地域クラブとしての参加を原則とすること。

5 組織運営

○持続可能な運営体制

- ・複数の役員や指導者が運営に携わるなど、持続可能な運営体制が構築されていること。

○組織としての継続性

- ・個人登録ではなく、団体として活動を継続できる組織であること。

まつチャレフェスタ！2025（仮称）について

スポーツ・文化芸術活動バイキング体験会

1 趣 旨

- 松本市が登録する地域クラブ活動が一堂に会し、子ども、保護者、市民に対し活動内容を紹介・体験提供するフェアイベントの開催をととして、「やってみたい！」を引き出し、地域クラブ活動への参加促進と気運の醸成を図る。
- 県では、これまで部活動では経験できなかったスポーツ・文化芸術活動の体験機会を創出することにより、自分に合ったスポーツ・文化芸術活動を見つけて、自分らしく取り組む生徒の育成に資する。

2 開催概要（案）

名称：まつチャレフェスタ！2025（仮）
日時：令和7年9月23日（祝）秋分の日
会場：信州スカイパーク体育館（松本市神林5300）
主催：松本市教育委員会
共催・協力：長野県、長野県教育委員会、地域企業、青年会議所、大学等（予定）
対象：松本市内の小中学生とその保護者、市民全般
入場料：無料（体験は一部有料の可能性あり）
申込：原則不要（一部体験のみ当日先着制など）



3 実施内容（案）

【松本教育委員会（予定）】

- (1) ブースエリア（体験・展示・紹介）
 - ・まつチャレ登録団体による体験コーナー
 - ・活動パネル、ユニフォーム、道具の展示
 - ・「クラブに聞いてみよう」ブースの設置（登録方法等）
 - ・まつチャレ相談コーナー（登録方法等）
 - ・地域展開コーナー（大学や企業等の協働紹介等）
- (2) ステージエリア
 - ・音楽団体のミニ演奏（マチンガバンド、合唱、和太鼓等）
 - ・「これからのまつチャレ紹介（市の施策紹介）」
- (3) 飲食・休憩エリア
 - ・キッチンカーを誘致し親子が楽しめる食の提供
 - ・休憩スペース（マット設置等）での寛ぎ・親子交流空間

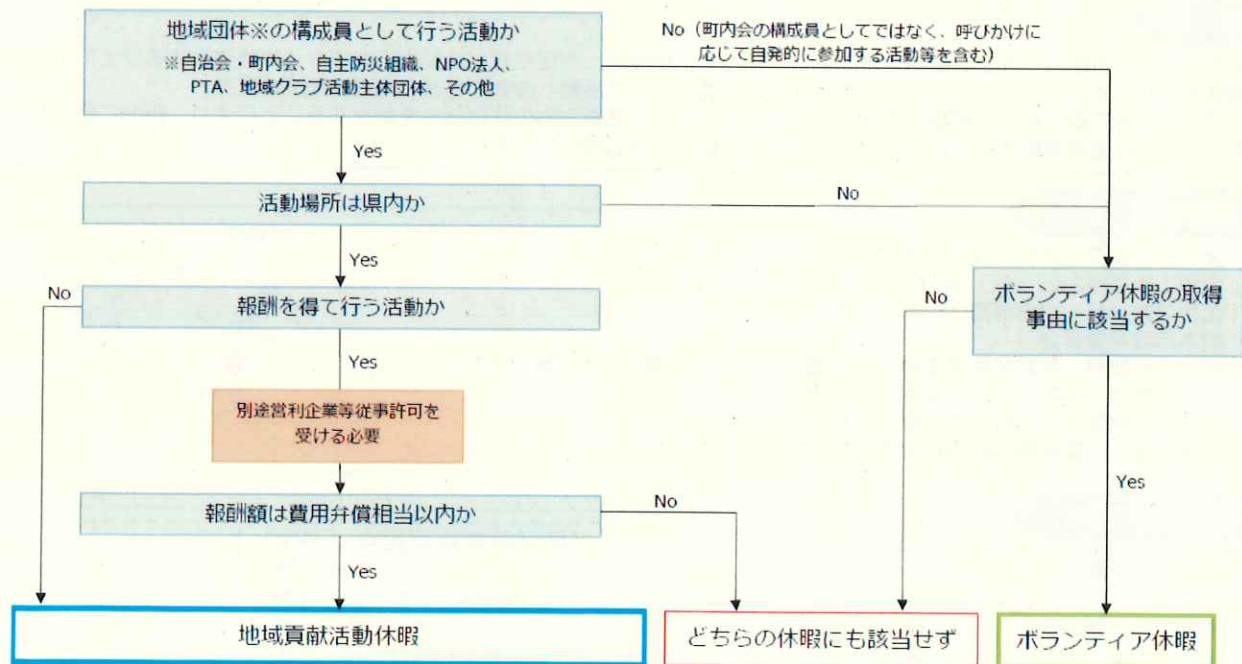
【長野県教育委員会（予定）】

- (1) ブースエリア（体験・展示・紹介）
 - ・県内競技団体等による体験コーナーについて
 - ・県内プロスポーツチームコーナー
 - ・地域展開における県の施策コーナー
 - 「信州地域クラブ活動応援サポーター認証制度」
 - 「信州地域クラブ指導者リスト」
 - 「アスレチックトレーナー等派遣事業」等
 - 「松本大学スポーツ健康学科地域クラブ活動セミナー」
 - ・親子運動遊び（IAA）
 - ・親子でボディーコンディショニング（BDF）
- (2) ステージエリア
 - ・スポーツ庁長官ビデオメッセージをループ放映
- (3) 飲食・休憩エリア
 - ・キッチンカーを誘致し親子が楽しめる食の提供

地域貢献活動休暇とボランティア休暇

	地域貢献活動休暇	ボランティア休暇
要件の考え方	主に地域における公的団体等の構成員としての役割を果たすもので、費用弁償程度の報酬を受け、特別休暇を取得	主に社会奉仕をするため、無報酬で、特別休暇を取得
要件	次に掲げる団体が県内で行う地域に貢献する活動 ①地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体 ②災害対策基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織 ③PTA・青少年教育団体共済法第2条第1項に規定するPTA ④特定非営利活動法人 ⑤地域部活動の実施主体として協議会が認定する団体 ⑥その他地域住民を主体として構成される団体	自発的に、かつ、報酬を得ないで行う次に掲げる社会に貢献する活動 ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②文化又はスポーツの振興を図る活動 ③環境の保全を図る活動 ④災害救援活動 ⑤子どもの健全育成を図る活動
対象活動	●自治会・町内会活動 ●自主防災組織活動 ●PTA活動 ●NPO活動 ●地域部活動 ●地域住民を主体として構成される団体の活動 ●いずれも、その活動の場所又は支援の対象となる者の住所若しくは居所が県内であるものに限る	●要件に記載の活動 ●自治会・町内会活動、自主防災組織活動、PTA活動、NPO活動、地域部活動も要件に記載の活動の範囲内で対象
報酬	有無を問わない※	無
活動時間帯等	正規の勤務時間中（特別休暇）	正規の勤務時間中（特別休暇）
付与日数	5日	5日
備考	※営利を目的とする活動、報酬額が適当でない活動や雇用関係に基づくと認められる活動は対象外 →金銭の受領が発生する場合はまず営利企業従事許可制度（飛び公）を検討し、許可不要とされた活動に限るものである ※なお、受領を認める報酬額水準は別途規定する	

地域貢献活動休暇 対象活動確認フロー



(地域貢献活動休暇による活動例)

- ・自治会から謝礼金を受領して、自治会運営に従事
- ・加入する自治会住民の当番制による活動に従事
- ・PTAが開催する役員会議や学校行事のための打合せ会議に出席
- ・認定を受けた総合型地域スポーツクラブが実施する地域クラブ活動において、対価として（一定額以下の）報酬を得て学生の指導に従事

ICTを活用した地域クラブ活動（オンラインクラブ活動トライアル事業）

1 目的

部活動の地域展開に当たり、中山間地における指導者の人材不足といった課題の解消を図るため、ICTを活用した取組に関する実証を行い、地域の事情に寄らず、子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動に参加できる事例創出等を行う。

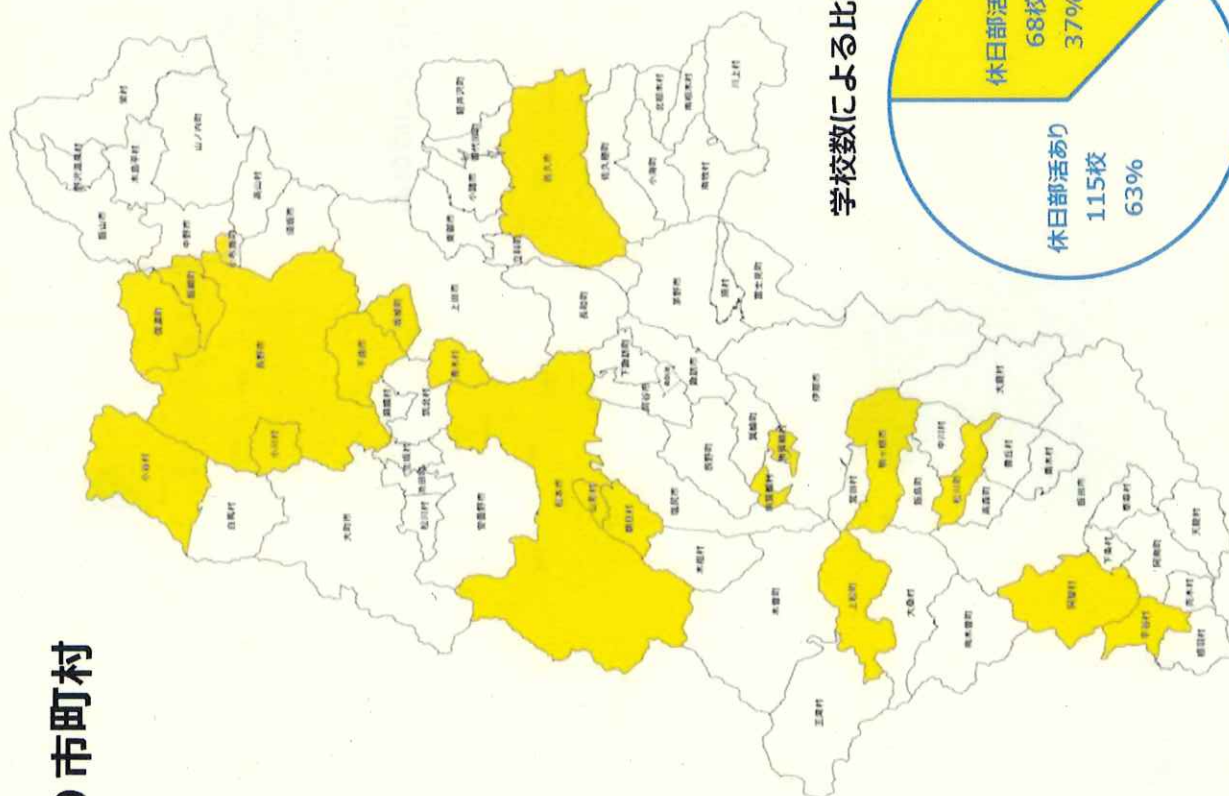
2 業務内容

- (1) ICTを活用したオンライン指導を組み合わせた地域クラブ活動の実施
 - ・地域（自治体単位）において1種目ずつ実施
 - ・想定する種目は、ダンス、陸上、バレーボール、バドミントン、バスケットボールの5種目
 - ・講師及び指導プログラムの選定は、対象種目についての専門知識を有する者
- (2) 事業実施のための管理運営体制の構築
 - ・事業実施のための事業対象者を募集し選定
 - ・自治体、教育委員会、学校等との協力体制を構築
 - ・事業の実施に当たり、事業対象者の判断により生徒の募集及び保護者説明会を行う
 - ・関係者の情報共有を構築
 - ・生徒の出席管理及び保護者への連絡体制を構築
- (3) 実績報告書の作成
 - ・保護者、生徒、指導者等へアンケートにより当該事業で蓄積された知見を整理し、実績報告書を作成

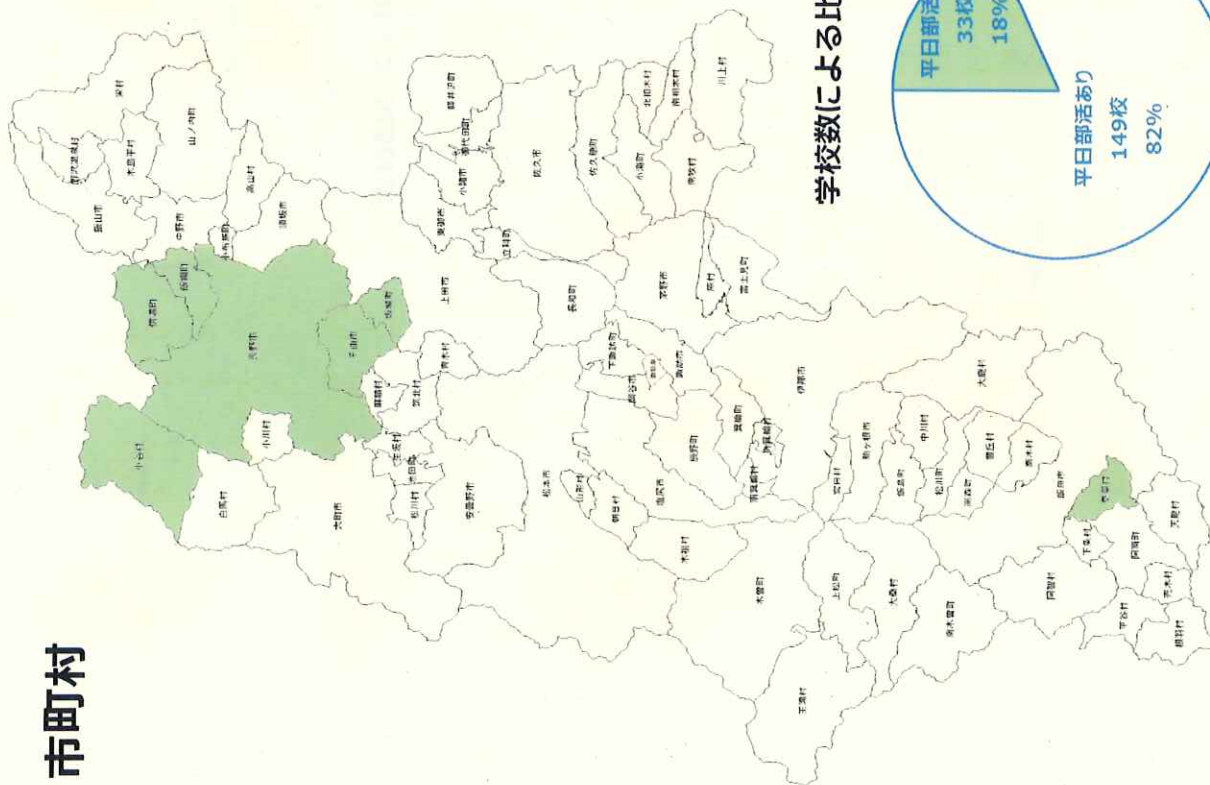


令和7年度末を目標に休日の部活動を地域クラブ活動に展開する市町村

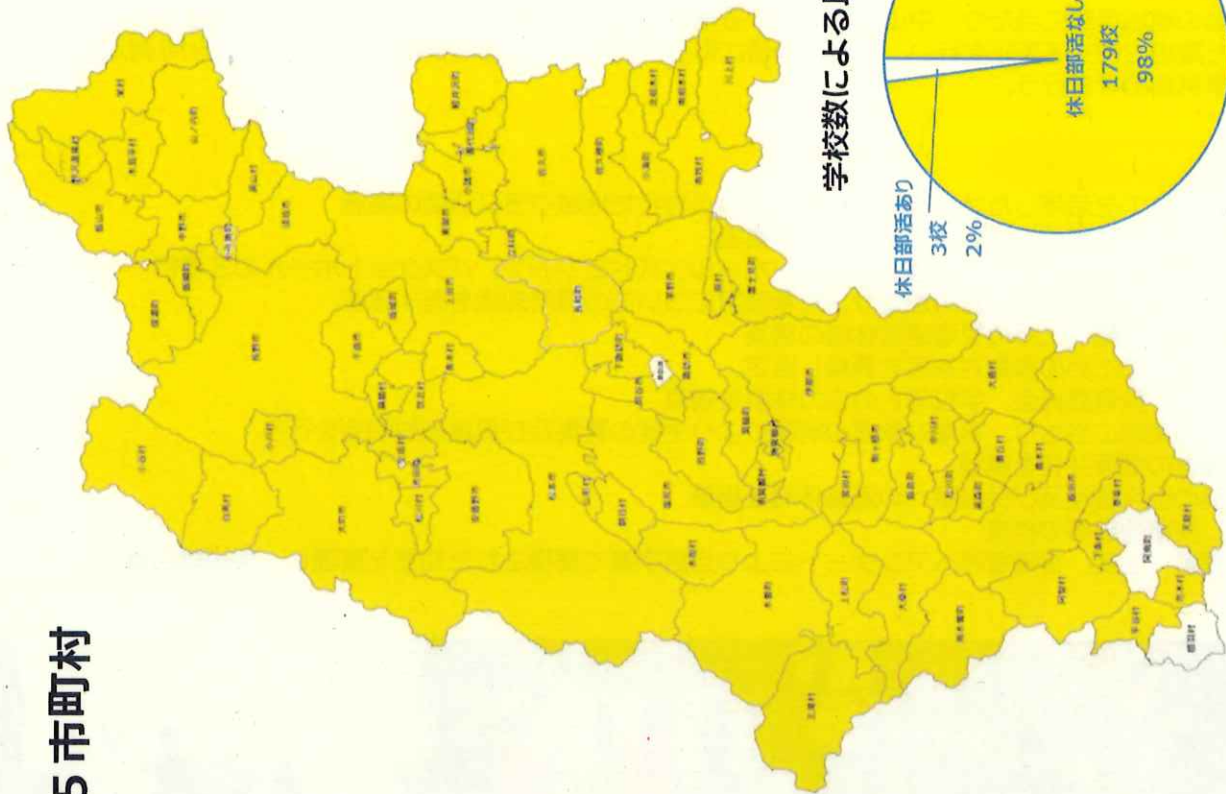
19市町村



7市町村



75市町村



19市町村

